

2019年9月1日

会員の皆様へ

株式会社イナホスポーツ

消費税法改正に伴う月会費および諸費用等の改定について

拝啓

残暑の候、会員の皆様にはますますご清栄のことと御喜び申し上げます。平素は当スクールの運営に関しまして、ご支援ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、本年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税率引き上げ相当分を適正に転嫁させていただくため、月会費および諸費用等を、改定させていただきたく、お願い申し上げます。

弊社スタッフ一同、今後も皆様にご満足いただけるスクールづくりに誠心誠意努力して参りますので、ご賢察の上、何卒ご了承を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定時期 2019年10月1日
※月会費は10月分(9月17日口座振替分)より
2. その他サービス提供等の税率
(登録料・利用料・イベント等についても2019年10月1日以降10%の消費税をお預かりすることになります)
3. 衣料・食品・用品等の適用税率
(軽減税率の導入に伴い、購入される品目等により、適用される税率が変わります。自動販売機商品等はメーカー対応となります)

以上